

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人 大妻学院
②設置大学名称	大妻女子大学
③担当部署	総務センター総務グループ
④問合せ先	03-5275-6021 bunsho@ml.otsuma.ac.jp
⑤点検結果の確定日	令和 8 年 9 月 25 日
⑥点検結果の公表日	令和 8 年 9 月 28 日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.otsuma.ac.jp/about/basic/governance_code/
⑧本協会による公表	☒ 承諾する ☐ 否認する

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目１－１①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神等の基本理念及び教育の目的は、大学ホームページに掲載し、学生をはじめとする多様なステークホルダーに対して明示している。 https://www.otsuma.jp/introduction/philosophy https://www.otsuma.ac.jp/about/basic/goals/
実施項目１－１②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学受入れの方針」の実質化	学生等に対して、入学前のオープンキャンパスや入学後のガイダンスにおいて、三つのポリシーに基づき、入学から卒業に至るまでの学びの道筋を明確に示すとともに、自己点検・評価結果や中期計画等に基づき、教育の質の向上、学修環境・内容の整備充実に努めている。 三つのポリシーを踏まえ、各種 IR 情報等に基づき自己点検・評価を行い、必要に応じてカリキュラム等の見直しを実施するなどして、三つのポリシーの実質化を図っている。三つのポリシーは大学ホームページに掲載している。 https://www.otsuma.ac.jp/about/basic/policies/
実施項目１－１③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	学長の責務、学長の補佐体制及び教授会の役割は、「学則」、「大学運営会議規則」、「各学部教授会規則」及び「学部教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項に関する内規」で規定し、学長の教学組織の権限と役割を明確にしている。 本学の教学マネジメントは、学則第 37 条の 2 に規定されている大学運営会議が中心となり「本学の教育研究に関する重要な事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べる」会議と位置付け、大学等の教育と研究に関する事項の基本方針について審議するとともに、学部間、学部と大学院間、教育組織と事務組織間等の全学的な連携協力の強化や問題意識を共有する場として機能している。 また、副学長は、附属施設の所長等を兼ねるほか、学長の命を受けて各学部の教授会に陪席しており、大学としての方向性を示す役割も担っている。 各学部は教授会規則に基づき、年 10 回程度の定例教授会、必要に応じ臨時教授会を開催し、大学運営会議の方針のもとで、教育活動に係る重要事項を審議・検討している。
実施項目１－１④	説明
教職協働体制の確保	大学運営に係る重要な会議の構成員として事務局長及び事務部門の各部長が出席し、教員と職員等が適切に分担・協

	力・連携を行うことを可能とする体制を確保し、教員と職員がそれぞれの立場を尊重しながら目標実現に向けて取り組むことにより、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営に努めている。
実施項目 1－1⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	ファカルティ・ディベロップメント (FD) は「大妻女子大学ファカルティ・ディベロップメント委員会」において、スタッフ・ディベロップメント (SD) は「学校法人大妻学院職員研修規則」に基づき、基本方針・年次計画を策定し、教職員の資質向上に向けた研修を実施している。 FD 活動は、「大妻女子大学ファカルティ・ディベロップメント委員会」のもとで全学が一致して組織的に取り組み、その活動の概要は、活動報告書として毎年公表している。 https://www.otsuma.ac.jp/about/ir/fd_sd/fd/ また、「学校法人大妻学院職員研修規則」を定め、職員の資質・能力向上の取組みを組織的・計画的に実施している。 事務職員は、職能・職級に応じた「スキルマップ」及び「研修体系図」を構築し、これらに基づき実践的な階層別研修を実施している。

原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	中期的な計画の策定の主体や計画の期間、ステークホルダーからの意見の聴取・反映の方法を明確にし、データやエビデンスに基づく教学及び経営に関する具体策を盛り込んでいる。 https://www.otsuma.ac.jp/about/basic/plans/
実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	計画実現のための実効性のある中期的な計画を示し、進捗管理体制を確立し、進捗状況を把握し、その結果を内外に公表するとともに、必要に応じて計画の修正を行っている。 https://www.otsuma.ac.jp/about/basic/plans/

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	時代の急激な変化と社会の変貌に対応し、建学の精神及び本学の目的に基づく「使命」「教育目標」を検証し、機動的に見直している。近年では、デジタル人材の育成や、共生社会の担い手の養成をすべく、「使命」「教育目標」を踏まえて教育研究組織の改組を推進している。 https://www.otsuma.ac.jp/about/basic/goals/

実施項目 2－1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	環境への配慮をはじめとする社会課題への対応や産官学連携による地域課題の解決に向けた取組みなど、「知の拠点」としての大学の役割を果たすよう努めている。 https://www.otsuma.ac.jp/society/

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2①	説明
多様性を受容する体制の充実	性別、年齢、障害、国籍等、多様な背景を持つ学生、教職員等を受け入れる学内環境・体制の整備・充実に努めている。 https://www.otsuma.ac.jp/campuslife/supports/
実施項目 2－2②	説明
役員等への女性登用の配慮	男女共同参画社会の実現及び女性活躍促進の観点から、役員や評議員等への女性登用に配慮している。 令和 8 年度の役員等の体制は、理事 14 名のうち女性 7 名、評議員 19 名のうち女性 11 名と男女バランス良く配置されている。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事の責務を踏まえた人材確保の方針やあるべき理事長像を明確にするとともに、選任過程の透明性を確保している。 理事候補者は「理事選任機関における理事候補者に関する覚書」に基づき選任している。
実施項目 3－1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事会の役割及び理事の責務を明確にするとともに評議員会との建設的な協働と相互牽制体制を確立し、運営の透明性を確保している。 令和 7 年度の私学法改正に伴い、理事会、評議員会の権限分配を整理し、建設的な協働と相互牽制が確立するよう寄附行為を改正している。 理事会・評議員会の議事、審議内容等は、全学連絡協議会を通じて学内に周知され、理事会運営の透明性を確保している。
実施項目 3－1③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	学校法人の適正な運営に当たり必要とされる識見を習得できるように、新任・外部を含む理事に対する情報提供・研修機会の確保・充実に努めている。 年 1 回、理事会の日程に合わせ、B D（ボード・ディベロップメント）研修会を実施している。

原則 3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3-2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事及び会計監査人の独立性を確保する観点を重視し、選任基準を明確にするとともに、選任過程の透明性を確保している。 監事候補者は「監事及び評議員候補者の推薦に関する覚書」、会計監査人候補者は「会計監査人の選任に関する覚書」に基づき、監事の同意を経て評議員会で選任している。
実施項目 3-2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監査の基準・計画を策定するとともに、監事、会計監査人及び内部監査室等の連携体制を確立し、監査計画・結果等について、情報共有・意見交換を行っている。 「学校法人大妻学院監事監査規程」第 21 条（内部監査室との連携）、第 22 条（会計監査人との連携）に、監事、会計監査人及び内部監査室の連携について規定している。この規程に基づき、監事と内部監査室は定期的に連絡会を開催し、意見交換を行うとともに、監事、会計監査人及び内部監査室による三様監査の連絡会を年に数回開催している。
実施項目 3-2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	監事が十分な監査ができるように、監事業務を支援するための情報提供・研修機会の確保・充実に努めている。 一般社団法人大学監査協会に入会しており、監事は定期的に研究会議等に参加している。

原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	学校法人設立の経緯や建学の精神との調和にも配慮し、評議員の属性に応じた評議員会構成上の上限割合の考え方を明確にするとともに、選任過程の透明性を確保している。 評議員候補者は「寄附行為」第 34 条及び「監事及び評議員候補者の推薦に関する覚書」に基づき、評議員会で選任している。
実施項目 3-3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	評議員会の招集や議決事項、評議員の責務を明確にするとともに、理事会との建設的な協働と相互牽制体制を確立し、運営の透明性を確保している。 令和 7 年度の私学法改正に伴い、理事会、評議員会の権限分配を整理し、建設的な協働と相互牽制が確立す

	るよう寄附行為を改正している。
実施項目 3-3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	学校法人の適正な運営に必要とされる識見を習得できるように、新任・外部を含む評議員に対する情報提供・研修機会の確保・充実に努めている。 年1回、評議員会の日程に合わせ、BD(ボード・ディベロップメント)研修会を実施している。

原則 3-4 危機管理体制の確立

実施項目 3-4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	事象に応じた危機管理マニュアルを整備し、学内において広く浸透させている。 危機管理については、「学校法人大妻学院危機管理規程」を制定、「危機管理マニュアル」「地震対応マニュアル」「危機管理広報マニュアル」等を作成し、全教職員に配付するとともに、学内教職員サイトにも掲載している。事業継続計画については、学校法人大妻学院 BCP(事業継続計画)を策定し、学院 HP で公表している。 https://www.otsuma.jp/activities/bcp
実施項目 3-4②	説明
法令等遵守のための体制整備	法令、寄附行為、その他諸規程を遵守するよう組織的に取り組むとともに、違反又はそのおそれがある行為に関する内部通報窓口の設置など、内部通報体制を整備している。 「学校法人大妻学院コンプライアンス推進規程」に基づき、コンプライアンスを推進する体制を整備している。

原則 4-1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4-1①	説明
情報公開推進のための方針の策定	情報を公開する対象者、方法、項目等を明らかにした情報公開方針を策定し、情報公開を推進している。 「学校法人大妻学院情報公開規程」、「学校法人大妻学院財務情報等開示規程」に基づき実施している。 https://www.otsuma.ac.jp/about/disclosure/
実施項目 4-1②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	用語解説や分かりやすい説明を付すなど、説明方法を常に工夫し、幅広いステークホルダーの理解促進に努めている。 https://www.otsuma.ac.jp/about/basic/data/

Ⅱ－Ⅱ．「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明